

丁目一、二、五 橋本善一方 (旧水舟演藝場) に於て従業員
大會ヲ開催シ、出席者一。五名アリ
會社側ノ嘆願拒否ニ對スル對策協議ノ結果、今夜中ニ社長
ニ回答ヲ求メ其ノ結果ニ依リ更ニ對策ヲ協議スルコトニ決
シ、午前九時頃 石崎支部長以下六名ノ代表ヲ奉ケ、芝區
白金今里町一。番地、富山社長宅ヲ訪問シタルモ不在ナ
リトテ面會ヲ拒否セラレタル為メ其ノ儘引場ケ、再協議ノ
結果、午後十時半頃ニ至リ會社側ニ誠意ナレトシテ、翌六
日朝ヨリ罷業決行ヲ決議スルニ至レリ
然ルニ組合主事、原 遊一其ノ他本爭議ノ指導ニ當レル組
合本部員等ニアリテハ可成罷業ヲ避ケ平和裡ニ解決シタキ
希望ヲ抱キ、六日午前一時頃ニ至リ會社側トノ間、斡旋方
ヲ所轄品川警察署特高係員ニ申出タルヲ以テ今署係員ニ於

テ之カ斡旋ニ努メタル結果、
會社側ニアリテハ
『本爭議ノ調停方ヲ現場ノ儘(現場ノ儘トハ組合本部員ト
ノ會見ヲ忌避スル意味)ニテ所轄品川署長ニ一任』
スル旨申出タルモ
組合側ニ在リテハ
『會社側カ組合否認的態度ニ出ツル以上署長ノ調停ニ應ス
ルコト能ハス』
トテ調停ヲ拒否シタル為メ、六日午前二時半頃 遂ニ正面
衝突ノ止ハナキニ至リ、従業員側ハ其ノ儘合所ニ籠城シ、
六日始業時ヨリ罷業ヲ決行スルニ至レリ